

資料2

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年10月14日

子育て支援の拠点をめざして

東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）
（抜粋版）

平成22年10月20日

東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会

※本資料は正式な報告書から本文及び添付資料を抜粋したものです。正式な報告書については、市ホームページに掲載されています。

目 次

1. 子育て支援の拠点となる児童館	(1)
(1) 人間づくりの場として	(1)
① 社会資源の活用	(1)
② 子ども総会の開催	(2)
(2) 地域の子育てサポート役として	(2)
① 相談機能を充実させる	(2)
② 職員の「気づき力」を高める	(2)
③ 地域の課題解決に取り組む	(3)
④ 子育て支援ネットワークづくり	(3)
⑤ ランドセル来館を推進する	(3)
⑥ 孤立する親を支援する	(3)
2. すべての子どもを受け入れる児童館	(3)
① 児童館の空白地域を無くす	(3)
② 乳幼児の居場所を確保する	(4)
③ 働く親の子どもを受け入れる	(4)
④ 高校生年代を受け入れる	(4)
⑤ 障がいのある子を受け入れる	(4)
3. 地域に支えられた児童館	(5)
① サポート委員会の設置	(5)
② 地域懇談会の開催	(5)
4. 児童館の質の維持・向上のために	(5)
① 中央児童館の役割	(6)
② 民営児童館に市民が参画	(6)
③ 子育て支援課の役割	(6)
④ ガイドラインをつくる	(6)
⑤ 第三者評価を行う	(6)

⑥ 児童館の保安体制 (6)

資料 東久留米市立児童館の配置図 (8)

1. 子育て支援の拠点となる児童館

(1) 人間づくりの場として

児童館は、地域の異年齢の子どもや障がいのある子、さまざまな家庭の子どもたちが集い、心や技を交わしながら、遊んだり、ものづくりをしたり、表現活動などを楽しむ場です。ときには大人たちがその特技を活かして、子どもたちに心や技を伝えることは、子どもの育ちにとって、とても意義のあることです。

こうした体験を通して、子どもたちは自己発見し、自尊感情を高め、コミュニケーション能力やチームワーク、ルール遵守などの社会性を身に付け、生きる力や創造力、そして将来の夢を育みます。つまり児童館は「人間づくりの場、希望と未来を開く場」です。子どもを社会で育てる意義はここに 있습니다。

したがって、今後の児童館の運営にあたって、以下の点に留意していただきたい。

① 社会資源の活用

児童館は子どもたちの多様な活動要求に応えるべきですが、職員数や施設に限りがあるので、以下のように、地域の人たちや、地域の施設、公園などの社会資源を、子どものために有効に活用する必要があります。

- ・地域の人たちがボランティアとして児童館の運営、活動等をサポートする必要があります。
- ・文化や体育に係る市民団体の協力を得て、子どもたちに遊びやものづくり、表現活動などを指導してもらいましょう。
*児童館に日常的に関わる人の写真を入口に掲示するのがいいでしょう。
- ・青少年センター、地域センター、スポーツセンター、放課後の学校、団地の集会所、公園など、児童館以外の施設も活用できるようにします。そのために各施設で子どもが利用できる時間を確保するなど具体的な取り組みが必要です。
- ・東久留米市の中高生の居場所に関するアンケートによると、「近くにあったらいいと思う場所」としてあげたトップは「スポーツなど体を思いきり動かせる場所」でした。これに応えるために、体育関係の市民団体が青少年センター、スポーツセンター、学校の校庭・体育館などでスポーツを指導していただきたい。
- ・地域センターの音楽室、調理室などを、子ども、特に高校生年代が利用できる

- るように、施設管理者に働きかけては如何でしょうか。
- ・団地の集会所を高校生年代の「しゃべり場」として開放してもらうよう働きかけましょう。
 - ・子どもたちに「福祉の心」を育むために、特別養護老人ホームなど福祉施設でのボランティア体験を勧めます。

② 子ども総会の開催

児童館の主人公は子どもです。「子どもの権利条約」は子どもの意見表明権を奨励しているところです。そのことにより、子どもの市民性、社会性が育まれます。そのため、以下の点に留意していただきたい。

- ・日常の活動は、できるだけ子どもたちの自主性に委ねるとともに、責任も持たせるべきです。
- ・児童館の運営や活動等に子どもの意見を反映させるために、職員はたえず子どもたちの意見を聞く必要があります。
- ・年一回は子ども総会または子ども委員会を開き、児童館の運営、活動等について意見を述べさせるとともに、会議で決めたことを子どもたちに自主的に実施させるべきです。*総会は茶話会形式でもいいでしょう。

(2) 地域の子育てサポート役として

働く親や孤立する親、子育て力が低下した家庭の増加、児童虐待、いじめ、不登校、発達障害など「気になる子」「課題を抱える子」が増えている状況に対応するため、児童館は子育て支援を行うとともに、児童の福祉的機能を拡充・強化する必要があります。そのために、以下の体制を整えることを求めます。

① 相談機能を充実させる

- ・子どもや親からの相談を受ける体制を整えていただきたい。
- ・職員で解決できない問題は、専門家や子ども家庭支援センター、児童相談所などの専門機関に引き継ぐことです。
- ・入口に「なんでも相談してください」などの掲示をし、相談にあたっては、相談者のプライバシーを守るよう配慮していただきたい
- ・中央児童館 2階の空きスペースの一部を専用の相談室にします。

② 職員の「気づき力」を高める

- ・課題を抱える子どもの早期発見、早期対応による解決（ソーシャルワーク）をはかるために、職員に子どもの変化に「気づく力」（気づきのセンス）を高

める研修が必要です。

③ 地域の課題解決に取り組む

- ・子どもの気になる行動や様子が地域に原因があると職員が判断した場合、地域住民らで構成するサポート委員会にはかり、解決策を話し合ってもらいましょう。→ 3 ① 参照

④ 子育て支援のネットワークづくり

- ・児童館は子どもの問題に関係する諸機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、保育園、幼稚園、学校、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、青少協、青少年委員、市健康課、教育委員会など）と、子育て支援ネットワークを組み、子どもに関する情報交換や対応策を協議する必要があります。
- ・児童館職員は要保護児童対策地域協議会、四者協議会、ケース会議、学校評議員会などに参加する必要があります。

⑤ ランドセル来館を推進する

- ・学童保育所の対象外となっている週3日以内で働く親の子どもを受け入れるため、その子らが学校から児童館に直接来る「ランドセル来館」を推進するのがいいと思います。
- ・給食のない日など家で昼食をとれない子どもの弁当持参を認める柔軟な対応が求められます。

⑥ 孤立する親を支援する

- ・子育て力の低下した親や子育てで孤立している親などを対象にした子育て講座の開催や、子育てアドバイスをを行う体制をとる必要があります。

2. すべての子どもを受け入れる児童館

上記のように、児童館は「人間づくりの場」であり、「地域の子育て支援の拠点」ですから、児童館は地域のすべての子どもを受け入れる必要があります。児童福祉法も0歳から18歳までのすべての児童が地域の児童館を利用できるようにすべきだと規定しているところです。そのために、以下の対応を求めます。

① 児童館の空白地域を無くす

- ・東久留米市のすべての子どもが地域の児童館を利用できるようにするため、現在の児童館配置の偏在を早急に見直し、児童館のない北部地域に児童館を

配置し、中央児童館を中心とした東西南北各地域の均衡のとれた配置にすることを求めます。

- ・北部地域につくる児童館は、「子どもセンターひばり」のように、高校生年代も利用できるように、多機能な施設、設備にしていきたい。
- ・それでも児童館が遠い地域では、移動児童館を実施していきたい。
- ・前回報告書でも提案したように、将来は中学校区に1ヵ所、児童館を配置することを期待します。

② 乳幼児の居場所を確保する

- ・各児童館とも乳幼児を受け入れているところですが、親のニーズが高まっている折から、さらに積極的に受け入れ体制の整備に努め、各館とも乳幼児の居場所を確保する必要があります。中央児童館2階の空きスペースの一部は、乳幼児専用室にするのがいいと思います。
- ・乳幼児を連れた親の子育てを支援するため、親同士による意見交換や、専門家や子育てを終わった親がアドバイスする機会を設けるなど、児童館を「子育ての場」だけでなく、父親も含めた「親育ちの場」にもしていきたい。

③ 働く親の子どもを受け入れる

- ・学童保育所の待機児童や、学童保育所入所の対象外となっている週3日以内で働く親の子どもを受け入れるため、「ランドセル来館」を推進していきたい。→1(2)⑤参照

④ 高校生年代を受け入れる

- ・民間委託の「子どもセンターひばり」は高校生年代を受け入れています、ほかの児童館も児童福祉法の定めにより、高校生年代の来館を拒まないようにすべきです。
- ・「ひばり」以外の児童館は、施設等の関係で高校生年代向けの活動プログラムを用意するのは無理ですが、小中学生のお兄さん役、お姉さん役となって遊びや活動のリーダー役を果たしてもらいたいでしょう。
- ・来館した高校生年代が、バンドやダンスの練習など独自の活動を希望すれば、高校生年代が利用できる「子どもセンターひばり」、青少年センター、地域センターなど他の施設を紹介するようにしましょう。

⑤ 障がいのある子を受け入れる

すでに、どの児童館も取り組んでいるところですが、インクルーシヴ社会をめざす障害者権利条約等の観点からも、さらに受け入れを充実すべきです。

そのために、以下の対応を期待します。

- ・特別支援学校に児童館の情報を提供し、障がいのある子の来館を呼びかけます。
- ・障がいのある子が利用しやすいように、児童館のバリアフリー化など施設、設備、用具のユニバーサルデザインを推進しましょう。
- ・障がいのある子への対応の仕方について、児童館職員の研修を一層強化する必要があります。

3. 地域に支えられた児童館

すでに述べてきたように、児童館は「地域で協力して子育てを行う」ために、多機能性、拠点性、地域性を備える必要があります。それを支えるためには、地域住民等の協力が欠かせません。そこで、以下の点を提案します。

① サポート委員会の設置

- ・児童館に地域住民らによる「サポート委員会」を置き、定期的に会合します。
- ・「サポート」は「支える」という意味があるので、趣旨からして、現在ある「運営委員会」は「サポート委員会」と呼ぶ方が適切だと思います。
- ・サポート委員会の任務は、児童館の管理、運営、活動等にアドバイスを行うことです。
- ・サポート委員会は、地域で問題を抱える子どものことで話し合い、支援する手立てを講じる児童の福祉的役割も担います。→1 (2) ③ 参照
- ・サポート委員会は、児童館職員のほか、地域住民、民生・児童委員、地区青少協、保育士、幼稚園教諭、学校教諭、児童館OB・OGなどで構成します。

② 地域懇談会の開催

- ・広く地域住民との意見交換の場として、必要に応じて地域懇談会を開催するのがいいと思います。
- ・地域懇談会では、児童館の問題だけでなく、地域で子どもが安心して過ごせる方策や、子育てに悩む親の支援など、広く地域の子育て体制について話し合しましょう。

4. 児童館の質の維持・向上のために

前回報告書で、児童館の運営をNPO等へ委託することを提案しましたが、それを受けて民間委託になった「子どもセンターひばり」は、開館時間の延長、

日祭日の開館、高校生年代の受け入れなど、公立直営では限界のある運営や活動ができています。こうしたメリットを考えれば、児童館の民間委託化は、一層推進すべきだと考えます。ただし、中央児童館は中核的役割を果たすために公立直営で残すべきです。これらを踏まえて、以下の体制を整える必要があります。

① 中央児童館の役割

- ・中央児童館は中核的存在として、各児童館への助言や情報交換、合同行事の企画などを行います。
- ・中央児童館 2階の空きスペースを相談コーナーと乳幼児の専用室にします。
→ 1 (2) ①及び2 ② 参照
- ・中央児童館職員の事務量が増えて、子どもと接する時間が少なくなるしないよう配慮していただきたい。

② 民営児童館に市民が参画

- ・児童館は地域のものだから、民間委託の児童館の運営、活動等にも地域住民が参画するべきです。→ 3 ① 参照

③子育て支援課の役割

- ・児童館を所管する市子育て支援課は、民間委託の児童館のメリット、ノウハウを生かしつつ、その運営、活動等の質が低下しないよう注視し、指導や職員研修等により、質の維持・向上を推進する必要があります。

④ ガイドラインをつくる

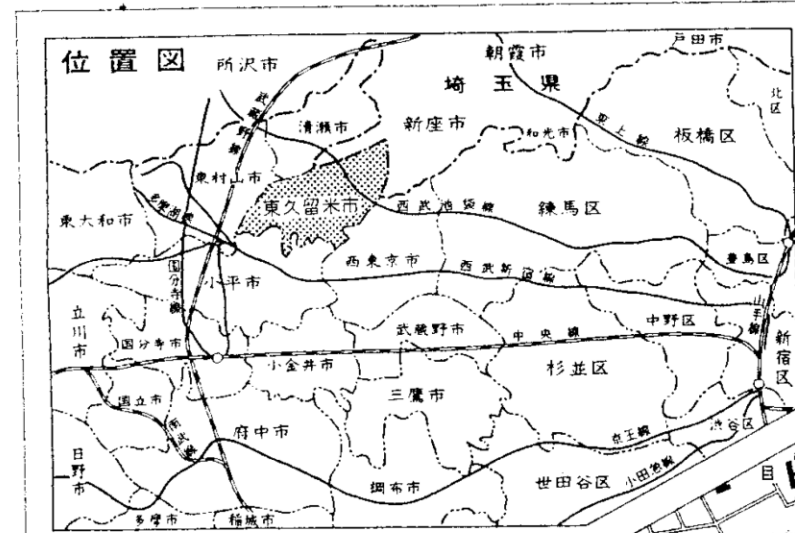
- ・児童館の管理、運営、活動等について、現在の「東久留米市立児童館業務仕様書」を補強したガイドラインを作成、提示し、児童館の質の維持、向上に努める必要があります。その際、職員の異動がひんぱんに行われないように特に留意していただきたい。

⑤ 第三者評価を行う

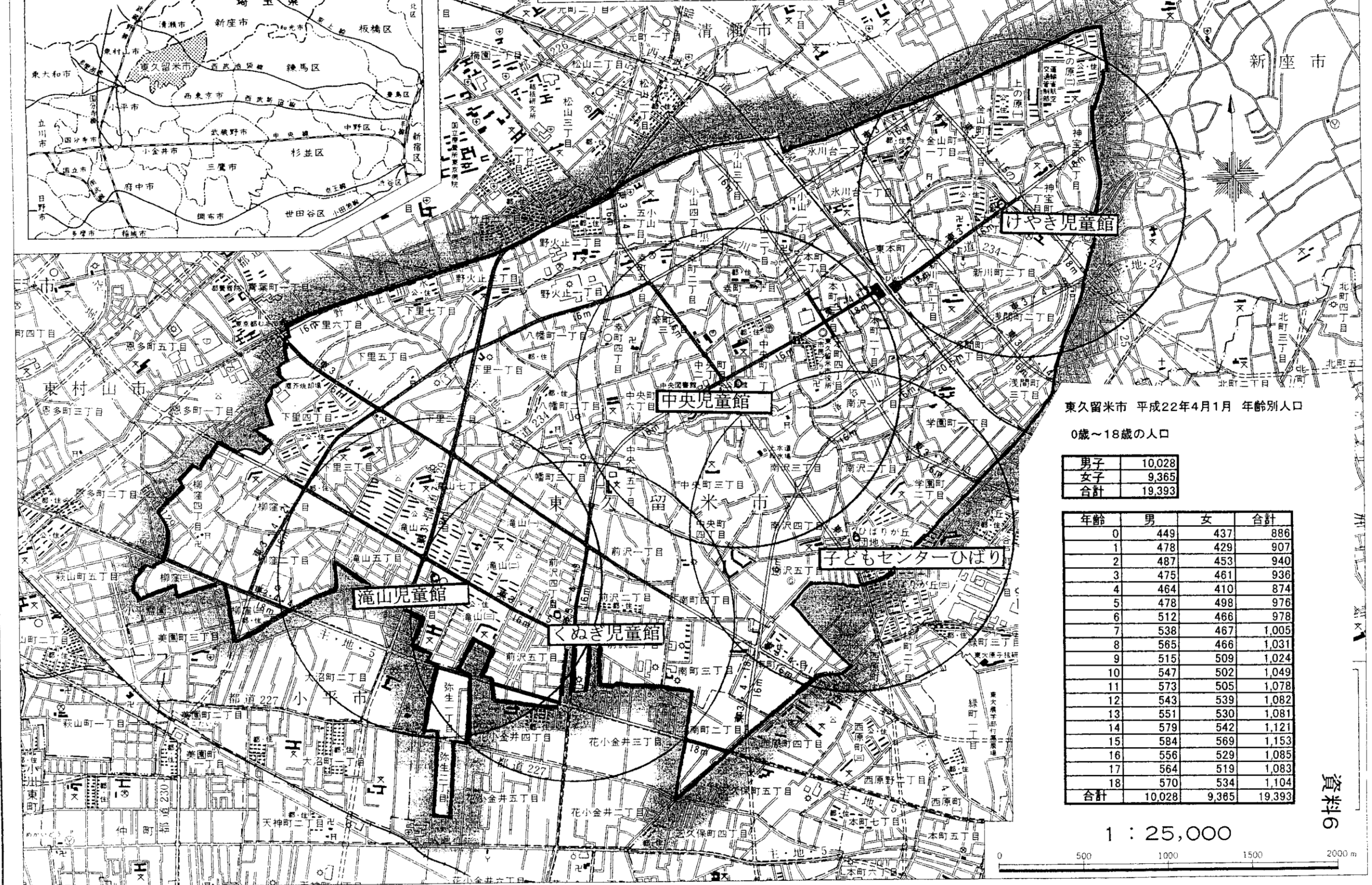
- ・児童館の質の維持、向上のために、児童館の第三者評価を行うことが必要です。第三者評価は、子ども関係の専門家、住民代表、児童館OB、OGなどで構成する評価委員会が行うことにします。(ただし、「サポート委員」は運営等に関わるので除外)

⑥ 児童館の保安体制

- 5 児童館は中央児童館を中心に、災害など有事の際の危機管理体制、不審者徘徊や光化学スモッグなどに対応する保安体制を整えるシステムをつくる必要があります。そのため、緊急連絡網の整備、危機管理・保安のマニュアルの作成、緊急時に備えての訓練などを行うべきです。



東久留米市全図



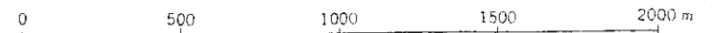
東久留米市 平成22年4月1日 年齢別人口

0歳～18歳の人口

男子	10,028
女子	9,365
合計	19,393

年齢	男	女	合計
0	449	437	886
1	478	429	907
2	487	453	940
3	475	461	936
4	464	410	874
5	478	498	976
6	512	466	978
7	538	467	1,005
8	585	466	1,051
9	515	509	1,024
10	547	502	1,049
11	573	505	1,078
12	543	539	1,082
13	551	530	1,081
14	579	542	1,121
15	584	569	1,153
16	556	529	1,085
17	564	519	1,083
18	570	534	1,104
合計	10,028	9,365	19,393

1 : 25,000



資料6

東久留米市役所

この地図は、東京都知事の承認を得て、東京都幅尺25,000分の1地形図を複製したものである。無断複製を禁ず。